(新)大規模災害発生時における廃棄物処理体制検討事業

489百万円(0百万円)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

南海トラフ巨大地震や首都直下地震等、東日本大震災をはるかに上回る規模の巨大災害においては、広範囲に被害が発生し、膨大な災害廃棄物が発生すると想定される。また、首都機能が麻痺することも想定されており、既存の廃棄物処理システムの延長(余力)だけでは、災害廃棄物等を迅速かつ適正に処理することが困難であると考えられる。また、国土強靭化推進に係る一連の議論においては、今後、懸念される南海トラフ地震、首都直下地震等の巨大災害発生時に起きてはならない最悪の事態の一つとして「大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態」が掲げられている。

そこで、環境省では平成 25 年度より、「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会(委員長:酒井伸一 京都大学環境安全保健機構附属環境科学センター長)」を開催し、廃棄物処理システムの強靭化に関する総合的な対策の検討を進め、平成 26 年 3 月に中間的なとりまとめとして「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」を公表した。このグランドデザインの具体化に向け、平成 26 年度に東日本大震災を始めとする災害情報のアーカイブ化及び課題の抽出、"巨大災害発生時における災害廃棄物対策行動指針"を策定するとともに、関係機関や民間事業者等との連携体制強化のための"巨大災害廃棄物対策チーム"の立ち上げや、地域ブロック単位で、国・地方公共団体・民間事業者が参加する協議の場を設置して災害廃棄物対策に関する情報共有及び協議等を行うこととしている。

さらに平成27年度以降、巨大災害時における災害廃棄物処理体制の構築に向けて、全国的にさまざまな業種の民間事業者団体との連携強化や地域ブロック単位での協議を深めるとともに、広域処理体制の検討や制度面での対応等を具体化させ、廃棄物処理システムの強靱化を推進する。また、これらの取組に関する普及啓発活動を実施する。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 巨大災害時における災害廃棄物処理体制の構築

平成 26 年度に策定する「巨大災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を踏まえ、全国単位、地域ブロック単位で災害廃棄物処理体制の構築を進める。また、巨大災害廃棄物対策チームの増強及び連携強化を進める。災害廃棄物処理に係る知見やノウハウ、教訓等をアーカイブ化し、情報発信するとともに、自治体等の担当者に対する教育プログラムの構築を検討する。

(2) 災害廃棄物処理体制に係る検討体制の強化

地方公共団体、民間事業者等が協議の場において、各地域ブロックで幅広い関係者との連携・協力を図りつつ、実効性の高い行動計画を作成するため、協議・とりまとめを行う。

(3)制度的な対応等について

災害廃棄物の円滑な処理を行うため、必要となる法令等を含めた制度的な対応について検討を行う。

(4) 災害対応強化に向けた取組の啓発

災害廃棄物対策に関する取組の情報発信や啓発するための活動を実施する。

3. 施策の効果

巨大災害の発生時において、災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理を実施し、国 民の生活環境が保たれ、早期に復旧・復興につながることができるよう、国及び 広域ブロック単位における事前の対策の策定を行う。

大規模災害発生時における廃棄物処理体制検討事業

平成27年度要求額 489百万円(0百万円) 支出予定先:民間団体等

東日本大震災以降の動き

東日本大震災

【環境省】

廃棄物処理施設整備計画の改 定(H25.5閣議決定)

> 災害廃棄物対策指針 (H26.3策定)

【政府全体】

災害対策基本法 (H25.6.21改正公布)

国土強靱化基本法 (H25.12.11公布)

南海トラフ地震対策特別措置法 (H25.11.29改正公布)

首都直下地震対策特別措置法 (H25.11.29公布) 重要な施策に位置づけされている。国土強靱化において災害廃棄物対策が

想定される巨大災害被害

事前に備えるべき目標

大規模災害発生後であっても、地域社会・経済 が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

回避すべき起こってはならない事態

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により 復旧・復興が大幅に遅れる事態

プログラムの推進方針

- ●廃棄物処理に係る災害発生時の対応を強化するための施設整備について検討する。
- ●広域的な対応体制の整備及び備蓄倉庫・資機材等 の確保を効率的かつ円滑に進めるための所要の検 討を行う。
- ●二次災害防止のための有害物質対策や廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発等の業務を通じた廃棄物処理システムの強化を検討する。等

(国土強靱化基本計画(H26.6閣議決定)

■巨大地震発生時における災害廃棄物対策の総合的対策(平成25年度補正予算240百万円) 平成25年度に南海トラフ巨大地震等における災害廃棄物発生量等の推計及び今後の取組みの方向 性・具体的な課題を中間的にとりまとめた"巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて"を策定。

平成26年度はグランドデザインの具体化に取り組み、全国単位で巨大災害廃棄物対策チームを構築するとともに、地域ブロック単位で国・地方公共団体・民間事業者が参加する協議の場を設置する。さらに、巨大災害発生時の災害廃棄物対策に関する行動指針の策定や災害廃棄物処理に必要な法制度に関する検討等を行う。

平成27年度の事業内容

- (1)巨大災害時における災害廃棄物処理体制の構築
 - 平成26年度に策定する「巨大災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を踏まえ、全国単位、地域ブロック単位で災害廃棄物処理体制の構築を進める。また、巨大災害廃棄物対策チームの増強及び連携強化を進める。
 - ・災害廃棄物処理に係る知見やノウハウ、教訓等をアーカイブ化し、情報発信するとともに、自治体等の担当者に対する教育プログラム の構築を検討する。
- (2)災害廃棄物処理体制に係る検討体制の強化
 - ・地方公共団体、民間事業者等が協議の場において、各地域ブロックで幅広い関係者との連携・協力を図りつつ、実効性の高い行動計画 を作成するため、協議・とりまとめを行う。
- (3)制度的な対応等について
 - ・災害廃棄物の円滑な処理を行うため、必要となる法令等を含めた制度的な対応について検討を行う。
- (4)災害対応強化に向けた取組の啓発
 - 災害廃棄物対策に関する取組の情報発信や啓発するための活動を実施する。

巨大災害の発生に向けた対策のあるべき方向と具体的な取組みの基本的方向性

巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン(中間的なとりまとめ)より

膨大な災害廃棄物の円滑な処理の確保

- ▶ 膨大な災害廃棄物の円滑な処理に向けた処理体制の確保(仮置場、既存施設の早期復旧及び受入れ、仮設処理施設(前処理のための破砕・選別施設を含む)や最終処分場の整備、広域連携、復旧・復興事業の再生資源の活用など)
- ≫ 災害廃棄物処理計画に基づく進捗管理(発災後の発生量推計と精度向上、処理体制・期間の設定など)など

東日本大震災の教訓を踏まえた、発災前の周到な事前準備と発生後の迅速な対応

- > 国、都道府県、市町村、民間団体等の連携・協力体制の構築と事前準備
- ▶ 必要な車両、施設、資機材、人材のリストアップと関係機関間の連携強化、 など

衛生状態の悪化・環境汚染の最小化による国民の安全・健康の維持

▶ 仮置場の二次災害の防止、発災直後のし尿や廃棄物による衛生環境の悪化防止、危険物・有害物質対策 など

強靭な廃棄物処理システムの確保と資源循環への貢献

- ▶ 既存施設の防災拠点化(耐震化等の強靱化やエネルギー共有の拠点)と最大活用
- > 民間事業者(産業廃棄物処理業者、建設業者、製造業者など)の積極利用
- ▶ 分別・再生利用による廃棄物処理システムの負荷の低減と迅速化 など

大規模広域災害を念頭に入れた、バックアップ機能の確保

- ▶ ライフライン機能や交通網の遮断に備えた燃料・電気・水等のバックアップ機能の確保
- ▶ 車両・施設・資機材の供給体制の確保 など